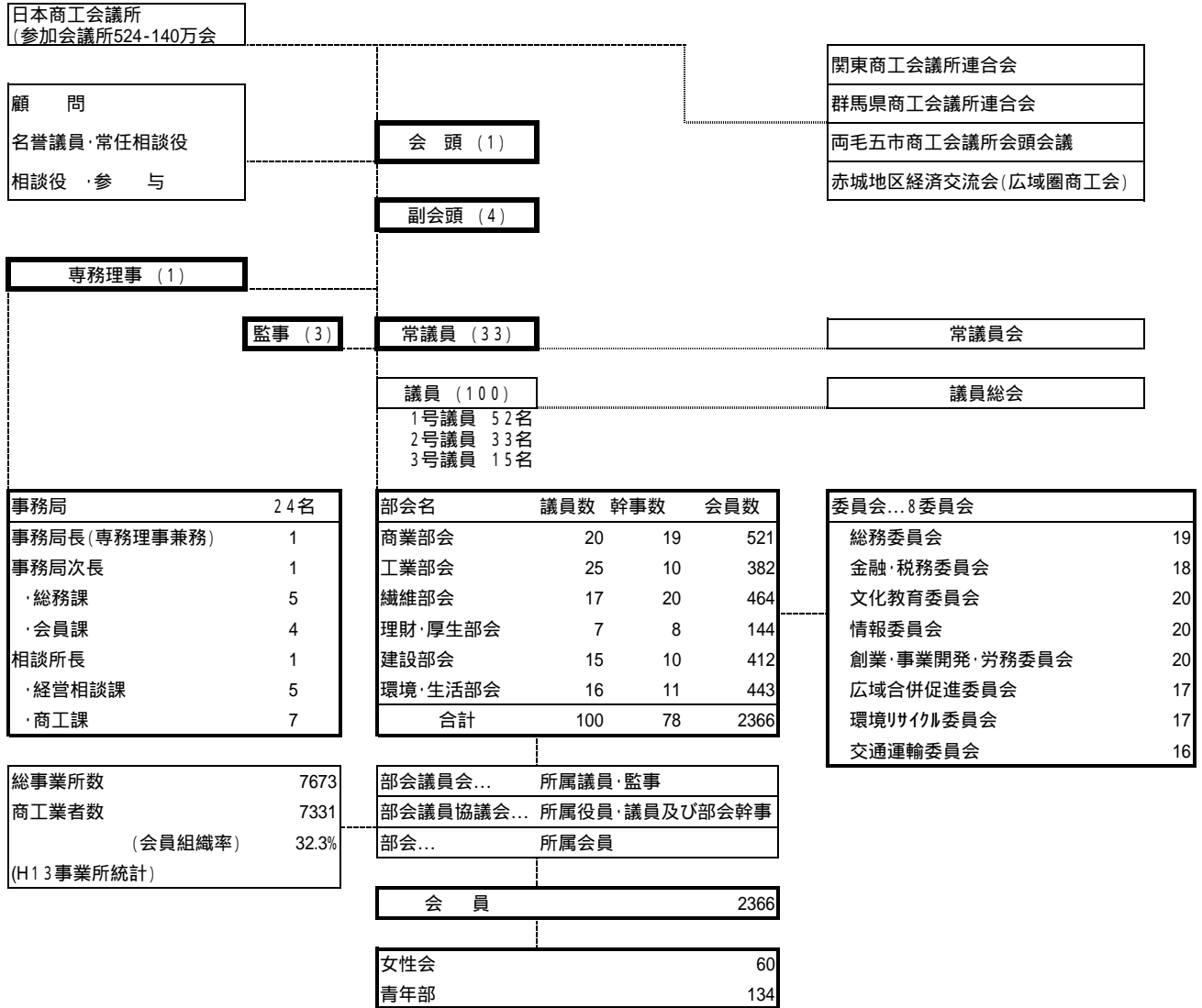




桐生商工会議所の組織図



商工会議所法

商工会議所の母体は、中世のヨーロッパで生れた「ギルド」だと言われて、古い歴史を背景として発展してきました。

日本の商工会議所が設けられたのは明治11年、今の制度は昭和28年8月に制定された「商工会議所法」という法律によって運営されている特別認可法人です。

商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉増進に資することを目的としています。

(商工会議所法第6条) 桐生では昭和15年4月5日に創立された。



シンボルマーク

商工会議所のマークは、英文字 Chamber of Commerce & Industry の三つの頭文字を図案化したもので想像上の大鳥が翼を垂天雲のごとくひろげて、九千里の上空を飛ばさまを表しています。

全国各地の商工会議所は、このマークに統一されています。

商工会議所は世論を代表する公的な性格をもつ法人です

商工会議所は、地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。したがって、商工会議所の活動には、大企業も中小企業も、みんなで力を合わせて、都市を住みよく、働きやすいところにしようという念願がこめられています。

H17.2.7現在